

Beyond

ASAHI
Research Institute

2022. 4 vol.16

スタートアップ立国への道

あさひ総研

事業承継への道しるべ

ふるさと納税

令和4年度からの事業再構築補助金

社会福祉充実計画の準備は万全ですか？

Focus

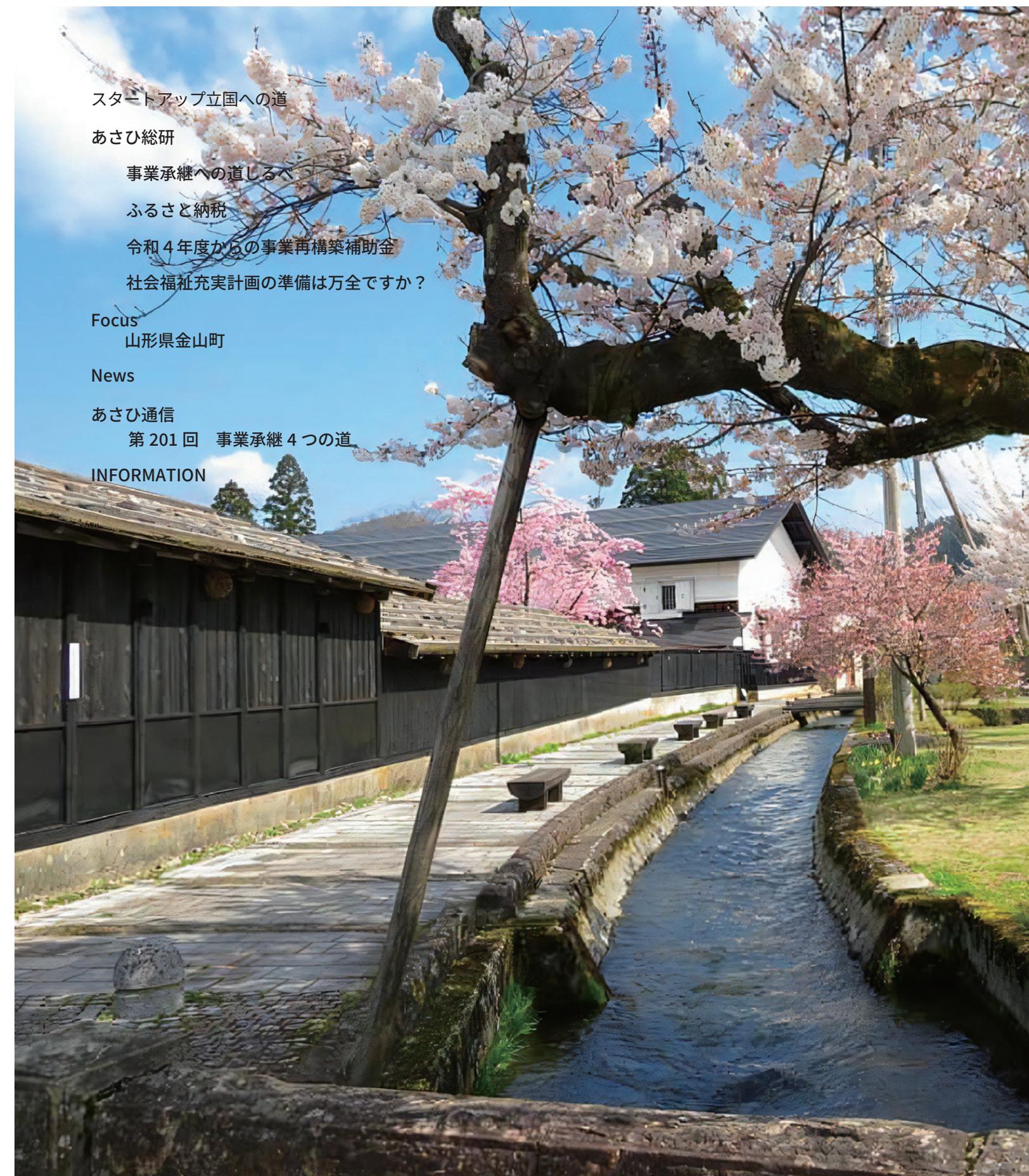
山形県金山町

News

あさひ通信

第201回 事業承継4つの道

INFORMATION



CONTENTS

スタートアップ立国への道

あさひ総研

- 01 ・事業承継
事業承継への道しるべ～10年後を見据えて～
- 02 ・税制
ふるさと納税～仕組みを正しく理解していますか？～
- 03 ・経営
令和4年度からの事業再構築補助金
- 04 ・社会福祉法人
社会福祉充実計画の準備は万全ですか？

Focus 山形県金山町

News

あさひ通信 第201回 事業承継4つの道

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

スタートアップエコシステム構築に向けて



スタートアップ立国への道

統括代表社員 田牧 大祐

スタートアップ後進国と言われる日本であるが、2022年3月15日、一般社団法人日本経済団体連合会は、「スタートアップ躍進ビジョン ～10X10X～」を発表した。スタートアップが生まれ成長するために官民挙げての施策を提言している。5年後の数値目標^{*1}としてスタートアップの裾野の起業の数を10倍、成功レベルも10倍にすると掲げている。

スタートアップ躍進ビジョンでは、5年後に起こすべき7つの変化を描き、そのための具体的な提言がなされている。それらを要約すると、

- ① 柔軟なエクイティ制度の整備等、世界最高水準のスタートアップフレンドリーな制度
- ② スタートアップの成長段階に応じた国内外の大手機関投資家等からの潤沢な資金提供
- ③ グローバルトップ企業や世界の起業家を誘致するなどアジア最大のスタートアップハブへ
- ④ 特定の研究分野において、大学を核とした国内外の研究者、自治体、大企業等と連携したスタートアップエコシステム^{*2}の構築
- ⑤ シームレスな労働移動を可能にする税制、法制度。スタートアップへの人材派遣、交流などの人材の流動化
- ⑥ 起業を身近なものとして、社会に根付かせるアントレプレナーシップ教育

など、課題と提言はどれも核心をついている。

あさひ会計の顧問先にも、ベンチャーキャピタルや個人投資家、企業からの投資を受けている企業がある。その企業に共通するのは、独創的な事業アイデアと社会課題を解決するこれまでにないソリューションであ

る。この世にないものを生み出すためには、企業家の自己資金や借入のみでは難しく、第三者割当増資など外部からのエクイティは必須である。エンジェル投資税制等^{*3}もあるがまだまだ活用は少ないようである。不安定なスタートアップに身を投じる人材へのインセンティブ制度も重要である。

5年後に起こすべき最後の7つ目には、「スタートアップ振興を国の最重要課題に」を挙げて、現在のスタートアップ施策を経済産業省、文部科学省、内閣府はじめ各省庁に分かれて取り組んでいるが、予算、人材、情報発信が分断、分散してしまうことを懸念し、スタートアップ庁創設を提言している。

岸田首相が2022年初頭、スタートアップ5か年計画を6月までに策定するとした。

チャレンジを後押しする政策、産学官が連携したスタートアップ支援体制が出来れば、後進国であった日本に、2022年スタートアップ立国への道すじが出来ると感じる。

^{*1} 5年後の目標として、裾野としてのスタートアップの数を10倍の約10万社に、スタートアップの年間投資額を10倍の10兆円に。成功の高さとしてユニコーン企業（時価評価額10億ドル超の企業）数を10倍の約100社に、デカコーン企業（時価評価額100億ドル超の企業）を2社以上に、としている。

^{*2} スタートアップを生み出し成長発展させるために、地域ごとなど産学官が連携し、自然環境のように循環するスタートアップ支援の仕組み

^{*3} 事業会社や個人投資家が一定のベンチャー企業等に投資した場合の優遇税制が設けられ、認定クラウドファンディング事業者を通じた投資も対象とし利便性も向上している。

事業承継



事業承継への道しるべ ～ 10年後を見据えて～



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年 税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

レーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

中小企業は、日本経済を支える主要な基盤です。中小企業庁が公開している事業承継ガイドラインでも、以下のように記載されています。しかしその一方で、経営者の高齢化が進んでおり、そのため、日本を支える中小企業を次の世代へ事業承継していくことが急務です。

～中小企業が我が国経済・社会の基盤を支える存在であることは、改めて指摘するまでもない。中小企業は我が国企業数の約99%（小規模事業者は約85%）、従業員数の約70%（小規模事業者は約24%）を占めており、地域経済・社会を支える存在として、また雇用の受け皿として極めて重要な役割を担っている（中小企業庁 事業承継ガイドライン 平成28年12月より）。～

事業承継は、誰に事業を譲るかで、親族内承継、企業内承継、第三者承継に分けられるほか、その手法としても株式譲渡や事業譲渡、会社分割等の組織再編等を利用した手法が存在します。また、事業承継に伴う課税の問題や、事業承継税制等の税制適用の選択、事業承継に伴う資金調達の見直しなど、類型、手法、検討課題が複雑多岐です。

このような状況から、中小企業の事業承継を後押しするため、平成28年12月に中小企業庁は事業承継ガイドラインを公開しています。その中で事業承継に向けた準備について取り上げていますので紹介します。

ガイドラインの中では事業承継は短期間で完了できるものではなく、早期に準備の必要性を認識し、10年後の自社事業も見据えて、着実に行動を重ねる必要性を説いています。事業承継に向けたステップを右の図に示します。

ステップ1における、事業承継に向けた準備の必要性の認識では、**概ね60歳に達した頃には事業承継の準備に取りかかることが望ましい**ことが記載されています。親族内、企業内部の問題として抱え込まず、身近な専門家や金融機関等の支援機関に相談し、事業承継に向けた準備に着手することが望まれます。

ステップ2以降は、あさひ会計はじめ身近な支援機関とともに現状を把握し、具体的な事業承継への計画を策定、実行するフェーズではありますが、まずは、その前段階の必要性について認識することが重要といえます。

税制



ふるさと納税 ～仕組みを正しく理解していますか？～

令和3年分の所得税確定申告は、皆様申告がお済みかと思いますが、令和4年の確定申告に向けて、近年間い合わせが増えているふるさと納税の仕組みを紹介いたします。

ふるさと納税と言われているものの、実態としては都道府県、市区町村への【寄附】となります。ふるさと納税は、所得控除の一つである**寄附金控除**の対象となり、所得控除と翌年度分住民税の税額控除を受けることができます。

一般的な寄附との違いとして、寄附先によって寄附額の3割相当の返礼品がもらえることが挙げられます。また、寄附先は特定のサイトから自由に選択ができます。控除額は右表の算式に基づいて計算されますが、実質自己負担2,000円で自分が選んだ返礼品をもらえ、かつ所得控除・住民税の税額控除が受けられるということで人気を博しています。

確定申告が不要な給与所得者で、かつ1年間の寄附先が5自治体以内である場合、ワンストップ特例制度を利用することによって、簡単に寄附金控除を受けることができます。ワンストップ特例制度とは、寄附申込後、“寄附金税額控除に係る申告特例申請書”に必要事項を記入することで、特段の書類作成が不要となり、申告を完結させることができる制度です（自治体によって特例申請書の記載方法は異なります）。この制度を利用する場合は、所得税からの控除は行われず、その分も含めた寄附金額全額（2,000円を差引きます）が、ふるさと納税を行った翌年度の住民税の減額という形で控除されます。言わば、住民税の前払のような性質を持ちます。

一方、医療費控除を適用したり給与所得以外に所得があって確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用することができません。その場合、ふるさと納税の全額について所得税の確定申告を行い、所得控除と翌年度分の住民税額控除の2つで寄附金額を控除することになります。

尚、右表の③、③'にあるように、住民税の控除額に上限が設けられています。この上限を超える金額は、つまり自己負担額が2,000円を超過することとなり、その分は住民税額控除の対象とはならないので注意が必要です。

【表】控除額の計算方法

ふるさと納税（寄附金）		控除限度額	控除計算式
控除額	①	所得税の控除	(ふるさと納税額-2,000円) × 「所得税の税率」
	②	住民税の控除（基本分）	(ふるさと納税額-2,000円) × 10%
	③	住民税の控除（特例分）	(ふるさと納税額-2,000円) × (100%-10%(基本分)-所得税の税率)
	③'	住民税の控除（特例分）	住民税所得割額 × 20% ※特例分(③)で計算した場合の特例分が住民税所得割額の2割を超える場合は、この計算式となります。
自己負担2,000円		※住民税控除額は、③'が上限です。③>③'となる場合、自己負担額が2,000円を超過します。	

例) 総所得金額600万円、寄附額10万円の場合

寄附額10万円		控除額算出	計算式
寄附額10万円	①	(100,000円-2,000円) × 20%	=19,600円
	②	(100,000円-2,000円) × 10%	=9,800円
	③	(100,000円-2,000円) × (100%-10%-20%)	=68,600円
	③'	585,200 × 20%	=117,040円 ※独身又は共働きを想定。住民税所得割額は山形市を基に計算。
控除額合計		①+②+③=98,000円 ※③<③'となるため③を採用	



山形事務所
審査部
早坂 賢人
審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



補助金額の大きさから注目されている「事業再構築補助金」が、第5回の公募を終えました。これまでの採択結果には興味深い事業者名、事業計画名が並んでいます。この補助金を扱う事業が、令和4年度も継続することが事業再構築補助金や経済産業省、中小企業庁などのサイトで公表されています。事業の中身にも変化があり、注目は「グリーン成長枠」の新設です。この「グリーン成長枠」では、補助上限額が中小企業は1億円、中堅企業では1.5億円になります。しかも、これまでの補助金の要件であった売上高10%減少（コロナ前後の比較）が課されません。つまり、コロナの影響を受けていない、売上が落ちていない事業者も応募することができます。但し、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に関連する課題の解決に資する取り組みであることが必要です。14分野とは2050年カーボンニュートラルを目指し、産業政策・エネルギー政策の両面から成長が期待できるとされる以下の分野です。

- ① 洋上風力・太陽光・地熱
- ② 水素・燃料アンモニア産業
- ③ 次世代熱エネルギー産業
- ④ 原子力産業
- ⑤ 自動車・蓄電池産業
- ⑥ 半導体・情報通信産業
- ⑦ 船舶産業
- ⑧ 物流・人流・土木インフラ産業
- ⑨ 食料・農林水産業
- ⑩ 航空機産業
- ⑪ カーボンリサイクル・マテリアル産業
- ⑫ 住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業
- ⑬ 資源循環関連産業
- ⑭ ライフスタイル関連産業

いずれも大きなテーマであり大企業の担う分野です。また公表資料には「2年以上の研究開発・技術開発」又は「従業員の一定割合以上に対する人材育成」とあり、短期に収益化する事業を対象としたものではないことが想像できます。しかし、対象分野のすそ野は広く、過去の事業再構築補助金で採択された事業計画の中には、自動車部品、半導体、情報通信機器、ドローン等の文字もあり、中堅・中小企業でも上記の分野に関りを持つ事業者はあります。更に、既に1度採択された事業者でも、条件はあるものの2回目の申請採択もあり得ます。

その他の変更点として、「緊急事態宣言特別枠」がなくなり「回復・再生応援枠」が新設されました。これまでの「緊急事態宣言特別枠」では、補助金額規模は小さいものの採択率が高く、

令和4年度からの事業再構築補助金

毎回6割以上の採択率でした。これは「ものづくり補助金」よりも採択率が高く有利な枠となっていました。新たな「回復・再生応援枠」の要件は「緊急事態宣言特別枠」とあまり変化がないように見えますので、採択率がどの程度になるか注目です。詳細な要件や補助金額、必要書類などは公募要領が明らかになるまでは分かりませんが、新たな事業展開を考える場合には検討に値する補助金かと思えます。

【第6回公募事業再構築補助金の申請累類型・補助金額・補助率】

申請類型	補助上限額※1	補助率
最低賃金枠 (最低賃金引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援)	500万円、 1,000万円、 1,500万円※2	中小 3/4 中堅 2/3
回復・再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	2,000万円、 4,000万円、 6,000万円、 8,000万円※2	中小 2/3 中堅 1/2 ※3
大規模賃金引上げ枠 (多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援)	1億円	中小 1/2 中堅 1/3
グリーン成長枠 (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3

※1 補助下限額は100万円
 ※2 従業員規模により異なる
 ※3 6,000万円超は1/2(中小のみ)、4,000万円超は1/3(中堅のみ)



株式会社旭ブレインズ
代表取締役
松尾 孝之

生産現場改善支援やマネジメントシステム構築運用支援など、中小企業の経営コンサルティング業務に幅広く従事する。



社会福祉充実計画の準備は万全ですか？

平成28年の社会福祉法改正により、社会福祉法人は毎年、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（社会福祉充実財産）を算定しなければならないことになりました。その結果、社会福祉充実財産が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得た上で、計画を実行していくことになります。

社会福祉充実計画に盛り込むべき社会福祉充実財産の使途は、第1順位：社会福祉事業、第2順位：地域公益事業、第3順位：公益事業の順に検討を行い、既存事業の充実又は新規事業の実施（例：職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等）に係る費用に活用すべきとされています。

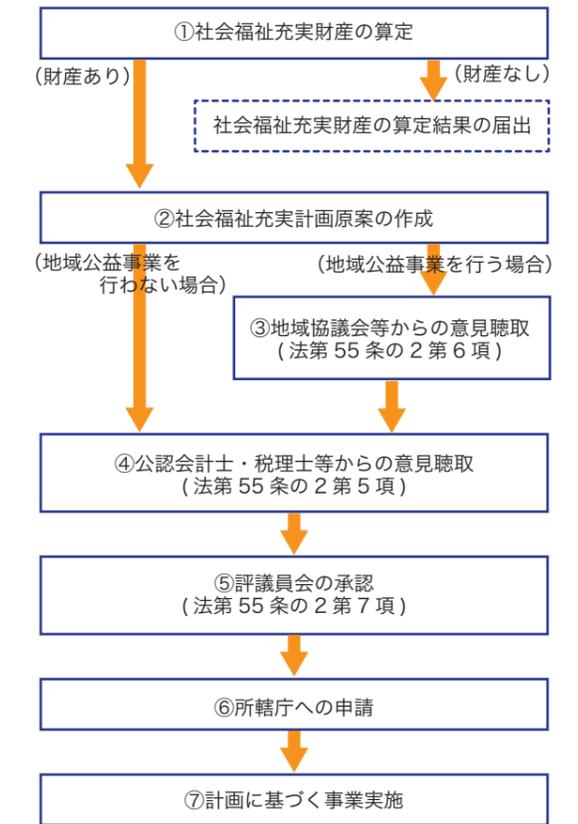
また、社会福祉充実計画を策定する必要がある法人は、右の図表の手続きをとった上で、毎会計年度終了後3か月以内（6月30日まで）に、計算書類等と併せて所轄庁へ申請する必要があります。

計画策定の手続きは、やらなければならないことが多々あります。そのため、計算書類の作成が終わったあとに社会福祉充実財産が生じているかの判定を行い、計画の策定を開始するのでは、提出までかなり過密なスケジュールになってしまうことが想定されます。そうならないようにするためにも、昨年の計算書類と今年度の予算をもとに、あらかじめ社会福祉充実財産が生じる可能性があるのか、生じた場合はどういった計画を作るのかを検討しておくのが望ましいでしょう。

また、令和4年6月30日は、法律改正初年度に社会福祉充実財産が生じて計画を提出した法人の2度目の提出時期にもなります。計画に変更等がないか、専門家からの意見徴収等にどのくらいの時間を要するのか、あらかじめ確認しておくことで提出までの流れがよりスムーズになるでしょう。

あさひ会計では、社会福祉充実計画の策定支援等を行っております。お気軽にご相談ください。

■社会福祉充実計画策定の手続



出典：厚生労働省HP



山形事務所
医療福祉部
チームマネージャー
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

Focus

四季 奏でるまち 金山



金山町は山形県の最北部に位置し、町土の 78%が山々に囲まれ、美しい四季の移ろいが感じられる人口およそ 5,100 人の町です。先人が築いてきた歴史・文化の中で、次世代を担う子どもたちに「美しい自然 清い心の町 金山」を継承していくため、「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」を目指しています。



山形県金山町
https://www.town.kaneyama.yamagata.jp/
山形県最上郡金山町大字金山 324 番地 1
TEL.0233-52-2111



●街並み（景観）づくり 100 年運動



町民が誇りとする美しい景観を守り、発展させていくため「街並み景観条例」を制定し、「街並みづくり（景観）100 年運動」を展開しています。制定から 30 年以上が経過し、町内外から高い評価を得てきた一方で、最近では時代の変化に伴う新たな課題も散見されています。風景とは、時代と共に変化するものであり、その時代の担い手によって良くも悪くも制御できるものです。次世代に美しい風景を継承するために、「行政と住民の共同によるまちづくり」をより一層進めていきます。

●大堰



鯉が泳ぐ農業用水路「大堰」。昭和 52 年から 58 年までの 7 年間をかけ整備しました。整備当時には珍しく、底と側面が雑割石でできており、底面は穴あきブロックを使い、水を地下に浸透させ還元しています。昭和 56 年ごろから錦鯉を放流しており、園児たちが鯉を放流する姿は春の風物詩となっています。また、ライトアップされた夜の街並みは昼間とは違った雰囲気、英国人旅行家イザベラ・バードが「ロマンチックな町」と称賛した風景はいっそう美しさを増します。町の中心部をめぐる大堰は、町のシンボルであるとともに、町民の憩いの場所であり、訪れる観光客の足を止め、多くの人に愛される場所となっています。



Microsoft Power Platform導入を支援するパートナーソリューションとして ロボ研が《Microsoft パートナーソリューションガイド》に掲載されました

株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所の手がける「Power Automate for desktop サポートサービス」が、Microsoft Power Platform導入を支援するパートナーソリューションとして、パートナーソリューションガイドへ掲載されました。

DXの成功のためには、従業員自らがアプリケーションを作成することが現場のニーズにあった最適な解決策につながるとわれています。一方で、これまで業務アプリケーションの維持管理を外部に委託してきた組織にとっては、外部のリソースを上手く活用して内製化を進めることが必要となってきます。

ロボ研では、導入・開発・運用をトータルにサポート、ローコードによるDX推進をお手伝いいたします。

他社と差の出る「データ活用」を実現するために多くの企業が選択する Microsoft Power Platformの強みとは？

Power Automate for desktop サポートサービス

導入・開発・運用をトータルにサポート

ロボ研 ご提供サービス

導入支援 開発者育成 運用支援

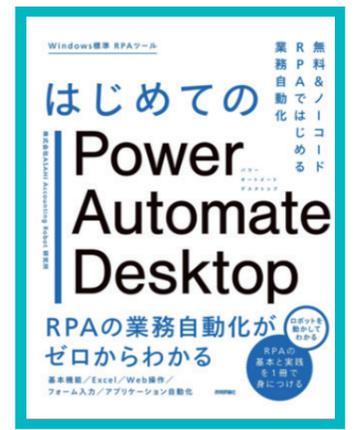
Microsoft Power Platform で実現するローコード DX を支える
パートナーエコシステムの拡大
(パートナーソリューション紹介 HP)

https://bit.ly/3NGUyis

1 万部突破！重版決定！

Power Automate for desktop をはじめるならこの 1 冊 はじめての PowerAutomateDesktop 無料 & ノーコード RPA ではじめる業務自動化

Power Automate for desktop は、RPA ツールとして国内では今までにない注目を集め、急速に利用が広がっています。本書ではよく使う Excel や Web 操作の自動化などを中心に、幅広い機能を解説します。基本と実用例がしっかり載った、業務自動化の第一歩になる内容となっています。
業務の自動化に取り組みたい方には是非読んでいただきたい 1 冊です。



事業承継 4つの道

公認会計士・税理士 栗田 健一



中小企業の事業承継問題は深刻だ。日本の中小企業は約380万社といわれ、日本の企業の99.7%を占めているが、経営者の高齢化が進んでおり、いまや経営者の年齢のピークは60～70歳代だ。しかも60歳代の経営者の48.2%が、70歳代の経営者の38.6%が後継者不在だ。このような状況の中で毎年約5万社近い企業が休廃業・解散をしていくが、廃業事業者の61.5%が黒字だという。しかも、廃業理由の29.0%が後継者難によるものだ。このままでは日本の経済や社会を支える貴重な雇用や技術が失われていく可能性が高い。最もシビアな日本政策金融公庫の推計では、廃業予定企業が200.2万件あり、実際に廃業となれば従業員数704.3万人、付加価値額25.1兆円、売上高110.3兆円が失われる。事業承継対策は日本経済の活力維持・発展のために不可欠と言える。

事業承継にはいくつかのパターンがある。①親族内承継、②社内の役員・従業員への承継、③第三者へのM&A、そして④資本と経営の分離だ。

① 親族内承継

日本の中小企業の事業承継は、心情面や所有と経営の一体的承継という見地から、親子を中心とした「親族内承継」が20年前であれば事業承継全体の9割以上を占めていたが、最近では6割を切っている。近年では少子化が進み、そもそも継ぎ手がない、継ぎ手がいても大企業の勤め人となっていて、役職に付いていたり、大きな仕事を任されていたり、子供の学校のこともあって簡単には継ぐことが出来ないといったことが増えている。

また、最近では後継者がいても経営者に向いていないと現経営者が親族への事業承継を断念する場合も多くなっている。従業員にとっても、取引先にとっても、肝心の後継者本人にとってもその方が幸せな場合もある。

② 社内の役員・従業員への承継 (MBO)

社内の役員や従業員へ事業承継することは、経

営能力のある人材を見極めて承継することができ、経営方針の一貫性も期待できるが、問題は多額の株式譲渡代金が絡むことだ。株式の評価が高い場合は後継者にとっては資金面で株式買取りが難しかったり、逆に株式評価が低い場合は、後継者は会社の負債（個人保証）も引き継ぐので事業承継のハードルを上げる原因ともなる。

③ 第三者へのM&A

広く後継候補者を求めることができ、かつ、現経営者は会社の売却益を得ることができるが、経営理念や方針が一致しない、譲渡価額で折り合えないなど、候補者選びに時間がかかることがある。とはいえ廃業は、機械などの産業廃棄物の処分費用、建物の取り壊しや原状回復費用、従業員への退職金支払い、その他登記などの届出関係など手間と多額の費用がかかる。さらに何よりも社員の雇用を守れない、取引先に迷惑をかけるなどデメリットは大きい。

その意味では第三者へのM&Aは雇用や取引先との取引関係を維持できるうえに、買い手側とのシナジー効果を発揮できる可能性が大きく、双方にとっても、廃業と比べれば日本経済にとっても圧倒的な利益をもたらすだろう。

④ 資本と経営の分離

引退する経営者が、経営者になりたいという第三者を選び、会社の代表者に就任してもらい、経営だけを後継者に譲るといった手法だ。旧経営者はオーナーとなり配当金などの収入を得ながら老後資金を確保することが出来る。後々、後継者が人間としても立派で、経営者としての実力も兼ね備えていると判断できるのであれば、段階的に株式を譲渡しても良い。あるいはオーナーの地位を相続人に引き継いでも良い。問題は経営者になりたいという第三者がいるかということだが、メインバンクに斡旋を依頼してもいいし、従業員から選んでもいいし、公募する方法もある。

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。
◎各会場先着5組様限定、完全予約制※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。

参加費：無料



【山形】 4月11日(月) | 【仙台】 4月12日(火)

◆時間：各会場共通 ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『経営者のためのDXセミナー』

RPAやAIなど、最新テクノロジーを活用したDX化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとのRPA導入の実例を紹介します。

参加費：お一人様 ¥3,000



◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業DXなど

講師：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX推進チーム 渡部竜次

【山形】 4月13日(水) | 【仙台】 4月15日(金)
5月18日(水) | 5月20日(金)

◆時間：各会場共通 14:00～15:30

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

参加費：無料



◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に限定させていただいております。

【山形】 4月14日(木) | 【仙台】 4月14日(木)
5月16日(月) | 5月16日(月)
山形相続サポートセンター ☎0120-652-144 | 宮城相続サポートセンター ☎0120-954-883

◆時間：各会場共通 1回目/10:00～、2回目/14:00～ いずれも1時間程度

『実践型 5ヶ年経営計画書策定講座』

目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座です。

参加費：お一人様 ¥88,000
追加1名につき ¥11,000

◎1社限定、完全予約制

【仙台】6月7日(火) 9:30～18:00

◆5月の開催はありません

『経理担当者育成講座』

今年も6月に、毎回参加者の方からご好評をいただいております「経理担当者育成講座」を開催いたします。詳細が決まりましたら、Beyond及びあさひ会計ホームページにてご案内いたしますので、ぜひご参加ください。





大堰 _ 山形県金山町 (P7 参照)

Beyond vol.16

2022 年 4 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27

TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4F

TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>